

平成 26 年 7 月 15 日

与党税制協議会

座 長 野田 毅 殿

座長代理 齊藤 鉄夫 殿

消費税の軽減税率制度に対する意見

(公社) 日本農業法人協会
会 長 藤岡 茂憲

標記の件について、下記の通り当会の意見を提出いたしますので、最大限のご配慮いただきますようお願い致します。

1 軽減税率制度導入に対する意見

消費税の軽減税率制度を導入した場合、事業者の事務負担の増加、免税事業者との税負担の歪みの発生、課税区分の複雑化による混乱が生じることが予想される。このため、消費税の逆進性緩和については、軽減税率制度の導入ではなく、低所得者に対する簡素な給付措置等で対応すべきである。

低所得者による給付措置等について制度設計に時間を要する場合は、例えば食料品購入に使用できるフードカードの配付などで代替することを検討すること。

2 消費税の軽減税率制度に対する懸念

(1) 対象品目の線引きに対する懸念事項

- 購入頻度の高い食料は生活必需品であり、税制等の優遇措置を講じることは理解できるが、軽減税率制度の場合、対象品目の線引きを明確にすることは困難である。
- 仮に高級品の国産農産物が軽減税率から除外され、安価な外国産農産物が軽減税率の対象となった場合、国産農産物の購買行動に不利な影響を及ぼす懸念がある。

- また、**農業者等が自ら加工・販売する加工食品等が軽減税率の対象から除外されれば、国の推進する6次産業化が阻害される懸念がある。**

(2) 区分経理の方法についての懸念事項

- 農業法人等には、地域農産物を集荷・販売している経営体も多く存在している。そうした中、区分経理の方法によっては免税事業者から農産物等を仕入・販売している場合の仕入税額控除の対象外となり、納税負担が増加する可能性がある。
- 一方、我が国では農産物を委託販売することが多い。現時点の与党税制協議会の4つの区分経理（案）では、委託販売をした場合のインボイス等の代理発行をどのようにするかが不明確である。
- 国の6次産業化推進の流れの中、地域の農産物直売所（※）が全国的にも増えている。こうした農産物直売所は、一般的に委託販売形式をとっており、軽減税率制度を導入した場合、以下のような懸念がある。
 - ① 免税・課税事業者、標準・軽減税率が混在した商品販売時の領収書発行対応等
 - ② 生産者が免税・課税事業者であるかを事前報告（登録）する必要のあること
 - ③ 農産物等の商品に免税・課税事業者の有無を明記する必要が生じ、免税事業者の排除につながる懸念があること

※特に与党C・D案の場合

 - ④ 上記（①～③）の懸念を解消するためのレジスター等の会計・経理システム等の導入が必要であること

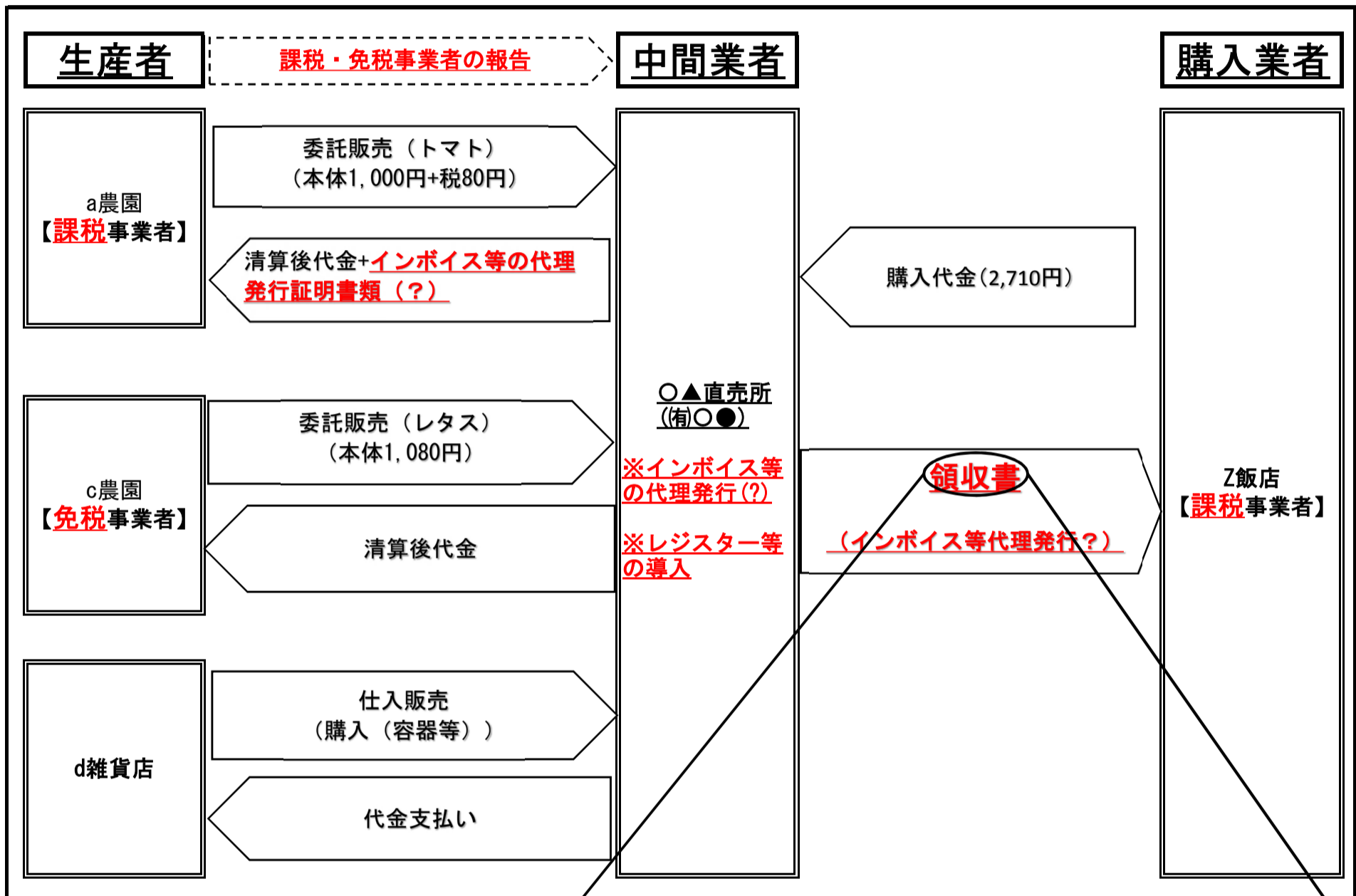
※農林水産省「6次産業化総合調査結果」（2014年）によると、全国の農産物直売所の販売金額は、約8,448億円（23,560事業体）であり、その内、自家生産物の販売額は約769億円である。このことから、農産物直売所の販売物の多くは委託販売による農産物で占められていることが推測される。

【委託販売方式（直売所）の場合の懸念】

資料 1

- ・インボイス等の代理発行などの経理・事務処理はどのようにするのか
- ・免税・課税事業者、標準・軽減税率が混在した商品販売時の領収書発行事務対応
- ・生産者が免税・課税事業者であるかを事前報告（登録）する必要があること
- ・農産物等の商品に免税・課税事業者の有無を明記する必要があるが生じ、免税事業者の排除につながる懸念があること（※特に与党C・D案の場合）
- ・上記の懸念を解消するためのレジスター等の会計・経理システム等の導入が必要であること

※参考：直売所などの委託販売の取引イメージ



【前提】

- ・直売所は委託販売方式で商品を売買。
- ・農産物を軽減税率の品目として区分。
- ・軽減税率8%、標準税率10%で試算。

領収書（イメージ）
（与党（D案）EU型インボイス方式の場合）
XX年XX月XX日

【商品】

- トマト 1,000円 消費税80円（8%）
（a農園：INVOICE（事業者番号…：請求書番号…）
- レタス 1,080円
（c農園：免税事業者のため消費税明記なし）
- 容器 500円 消費税50円（10%）
（有限会社○●：INVOICE（事業者番号…：請求書番号…）
- 小計 2,580円 消費税130円
- 合計 2,710円

（8%対象・消費税80円）（10%対象・消費税50円）
○▲直売所（有限会社 ○●）
INVOICE（事業者番号…：請求書番号…）
TEL：03-6268-9500 Fax：03-3237-6811

「税制改正要望」

(平成 25 年 8 月 21 日付け)

【軽減税率に関する該当箇所・抜粋】

2. 消費税引上げに伴う適切な価格転嫁対策の実施と現物給付（食料品購入ポイント）による逆進性緩和措置の創設（消費税関連対策）

消費税引上げに伴う不当な値引き強要を防止するため、行政による監視・指導を強化し、価格転嫁を担保するとともに、農業者の事務負担の増加を招かない形での消費税の逆進性緩和措置を講じること。

【理由】

消費税が引き上げられると、価格交渉力の小さい農業生産者については、実質的な値下げ要求にさらされることになる。このため、流通業界などに対して不正な価格交渉が行われぬよう厳しい行政の監視・指導が行われるべきである。

また、消費税の逆進性を是正する必要があるが、軽減税率にはインボイス導入などデメリットが大きいため、例えば米国のフードスタンプ制度をモデルとして食料品購入にのみ使用できる「フードカード」を発行して食料品購入ポイントを低所得者に給付する制度を導入するといった対策が求められる。また、フードカードを低所得者以外にも普及するとともに国産農林水産物の消費拡大と国民の健康改善に貢献するよう、フードカードによる国産農林水産物の購入についてポイント還元制度を導入するなど、政策支援を行う必要がある。

「あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言」

(平成 26 年 6 月 19 日付け)

【軽減税率に関する該当箇所・抜粋】

③消費税が持つ逆進性の緩和と価格転嫁の行政指導徹底【継続】

軽減税率は事業者の事務負担の増加、免税事業者との税負担の歪みの発生、課税区分の複雑化による混乱などが予想されるため導入すべきではない。

消費税の逆進性緩和については、軽減税率の導入ではなく、低所得者に対する給付措置を行うべきである。低所得者による給付措置について制度設計に時間を要する場合は、例えば食料品購入に使用できるカードの配付などで代替することを検討する。

なお、消費税引き上げの価格転嫁の実効性を担保するためにも行政の指導・監視活動を徹底すること。

今後、軽減税率については、制度の詳細を議論することとなっているが、特に以下の点に留意した制度とすること。

イ 免税事業者との取引に係る消費税負担への対策

免税事業者からの仕入が仕入税額控除の対象外とされる場合、免税事業者が業者間取引から排除される。あるいは免税事業者との取引が多い農業経営の消費税負担が高まる可能性があることからその対策をとること。

ロ 事務負担軽減に対する検討

委託生産者には免税事業者と課税事業者が混在するため、直売所等はその区分を把握・管理しながらインボイスの代理発行事務を負担することになる可能性があることから、そうした事務負担が生じないような仕組みを構築すること。